



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2013年8月(第17号)

残暑お見舞い申し上げます。日中は暑い日が続いているものの、朝晩はだいぶ涼しさが感じられるようになりました。秋はもうすぐそこまできていますね。

「事務所だより 8月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 家族を健康保険の扶養に
するときには？
- 2 雇用保険の基本手当日額
が変更になりました
- 3 70歳以上の厚生年金保険
の取り扱い
- 4 当事務所から

家族を健康保険の扶養にするときは？

健康保険では被保険者だけでなく、その人に扶養されている家族（原則75歳未満）も条件を満たせば被扶養者として加入することができます。今回は被扶養者として認定されるための条件をご紹介します。次の1および2の両条件に当てはまる必要があります。

1. 被保険者の3親等内の親族であること

- (a) 被保険者と同居（同一世帯）でなくてもよい人
 - ①配偶者（内縁関係含む）、②子、孫、③弟、妹
 - ④父母等の直系尊属
- (b) 被保険者と同居（同一世帯）が条件の人
 - ①上記（aの①～④）以外の3親等内の親族
 - ②被保険者の内縁の配偶者の父母および子
 - ③内縁の配偶者死亡後の父母および子

2. 主として被保険者により生計を維持されていること

- (a) 被保険者と同居（同一世帯）の場合
扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、かつ、被保険者の年収の2分の1未満であれば認定。
- (b) 被保険者と同居（同一世帯）でない場合
扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、かつ、被保険者からの仕送額より少なければ認定。

【詳しい内容はこちらをクリック】



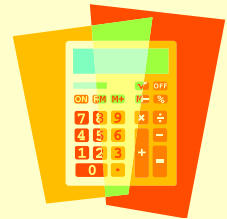
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2039>

雇用保険の基本手当日額が変更になりました

雇用保険の失業等給付の一つである「基本手当」は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動ができるよう支給されるものです。「基本手当」の計算の基となる「基本手当日額」は離職前の「賃金日額」を基に算出されています。「賃金日額」は上限額と下限額が設定されており、毎年8月1日にその額を見直すこととなっていますが、今年度は上限額・下限額ともに若干引き下げられました。これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、すでに受給中の方も基本手当が減額になる場合があります。新「基本手当日額」は8月以降の受給資格者証で確認できます。

【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035j9j.html>



70 歳以上の厚生年金保険の取扱い

厚生年金保険の被保険者である従業員が70歳以上である場合、会社は雇用・退職・報酬額についての届出をする必要があります。これは、70歳になると厚生年金保険の被保険者資格を喪失して、厚生年金保険の保険料を納付する必要はなくなりますが、在職老齢年金による支給調整が行われるからです。この年金額の調整（減額）は会社から支払われる報酬額を基に計算され決定されています。

実際に70歳以上で該当する人とは、次のすべてに当てはまる人です。

- ①昭和12年4月2日以降に生まれた人
- ②厚生年金保険に加入している会社に勤めていて、勤務時間・勤務日数とも一般社員のおおむね4分の3以上の人
- ③過去に厚生年金保険の被保険者期間がある人

当事務所から



事務所日より8月号はいかがでしょう。

今年も残暑が厳しいですね。ある猛暑日に温度計をベランダのタイルの上に放置しておいたところ、驚いたことに測定可能な60度を振り切って、温度計が壊れてしまいました。ベランダでさえこうなのですから、日中の道路などはかなりの暑さでしょうね。まだまだ暑さに注意が必要です。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美